

議案第42号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年6月6日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町税条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2及び3 略 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号） <u>第24条の4第4項</u> に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。	(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2及び3 略 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号） <u>第24条の4第3項</u> に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。

名称	主たる事務	期間
----	-------	----

	所の所在地			所の所在地	
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで		特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601
特定非営利活動法人ハーモニイカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで		平成27年1月1日から平成31年12月31日まで	

第2条 三朝町税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の2 略</p> <p><u>(法附則第15条第47項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>第10条の3 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三朝町工場設置奨励条例の一部改正)

2 三朝町工場設置奨励条例(昭和45年三朝町条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前

附 則

1～5 略

(読替規定)

6 平成33年3月31日までの間に新設し、又は増設された工場における第2条第1項の規定の適用については、同項中「工場」とあるのは「工場（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第47項に規定する機械装置等のうち、同項の規定により固定資産税の課税標準の特例の適用を受けるものを除く。以下同じ。）」とする。

附 則

1～5 略